

支援員制度 Q & A (よくあるご質問)

支援員制度とは？

自主事業の企画・実施や管理運営等に関する専門家(支援員)を直接、施設に派遣し指導・助言を行うものです。基本的に従事する職員を対象に指導・助言を受けることができる制度です。

どんなメリットがあるの？

一般的な研修会と異なり、施設がお持ちの個別課題をピンポイントに支援員と一緒に考えてもらうことができます。また、専門家とのパイプがなくても、そのきっかけづくりをすることができます。

公文協の会員でなくても支援員制度を利用できる？

どなたでも、ご利用いただけます。

支援員への謝金と交通費は？

原則、申込者様のご負担はありません。

申込の手続きは？

募集内容をよく読み、申込書(様式 1)と支援内容(様式 2)をメールでお送りください。特に、申込書の項目：
(1)現在の課題・問題点について、(2)支援希望内容については詳しくご記載ください。

利用したい。

でも、具体的に誰に来てもらえばいいのか分からない。

まずは、公文協の専門人材情報からお探してください。

専門人材情報 ⇒ <https://www.zenkoubun.jp/jinzai/index.html>

当てはまる方がいない場合、申込書に『マッチング希望』とご記載ください。公文協が支援員の選定をします。

採択された年度以外も支援員から指導助言を受けられる？

本制度はできるだけ多くの施設に活用していただき、各課題解決のきっかけづくりにお役立ていただくための制度ですので、採択年度以後の継続支援をお約束するものではありません。ただし、支援員の同意さえあれば、特に公文協を介さず直接コンタクトをとっていただいても構いません。

これまでの報告書も参考にしてみてください

この事例は、所属する地域や施設が抱えている課題と状況が似ている！
この支援員に、所属する地域や施設に来てほしい。
今回は支援員制度を利用しないが、課題解決のヒントが見つかるかも？

↓これまでの支援員事業の報告書が公文協ウェブサイトに掲載されています。ぜひご覧ください。

<https://www.zenkoubun.jp/support/advice.html#report>

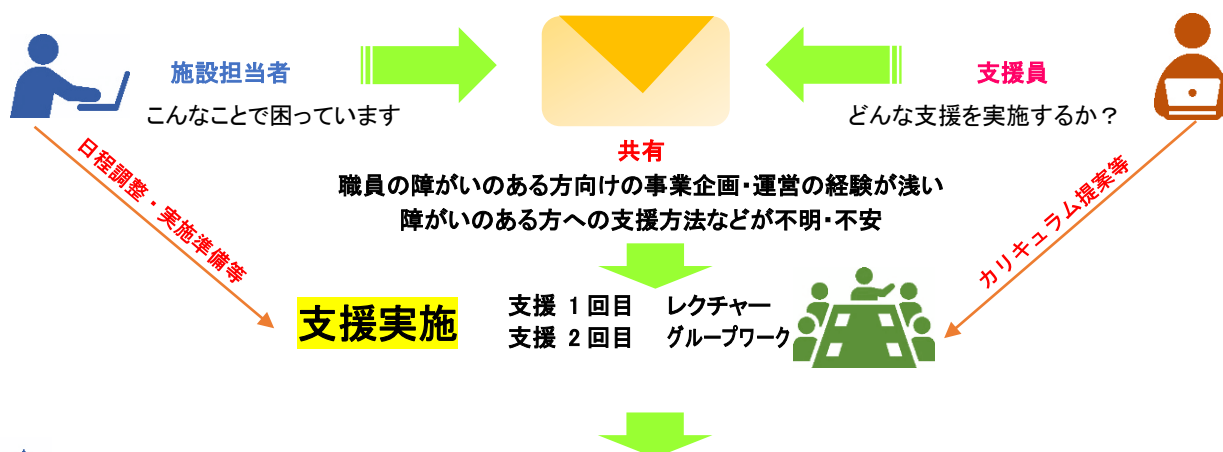
～ 事例紹介 ～

施設の課題



施設担当者 障がいのある方も参加し易いような事業の企画運営が現状あまりできていない。

課題の共有や支援実施のための打合せ ヒアリング（メールやお電話等）



施設担当者からの声(抜粋)

視覚・聴覚・発達、それぞれの障がいの特性を学びつつ、障がい者の芸術文化活動を取りまく法律や支援方法を解説頂きました。また、実施予定の事業企画について、グループワークを通して職員同士が様々な意見を出し合い、課題の共有や企画内容を見直すこともできましたので、企画案を練り直し、実施につなげたいです。今後は、指導助言を頂いた内容を元に「障がい者の利用者向けマニュアル」を作成し、今一度館内で障壁は無いのか、あれば取除くにはいかに工夫すべきかを考えたいです。そして、職員間で共有・知識を付けていくことで障がいの有無に関わらず、多くの方に当施設を利用してもらえるようサービスの向上に努めていきたいです。

支援員からの声(抜粋)

障がいのある人を対象にした事業が始めてであるということから、今回の研修では、「障がい」とは何か？障がい者の芸術文化活動の現状、様々な障がいの特性やそのサポートを学ぶことから研修することとしました。そのうえで、実施予定となっている事業の企画書をもとに、当日までの制作や運営に必要な知識や運営体制、準備しておくべき物など、事業の実現に向けた研修をおこない、2回にわたる研修会となりました。障がいのある人に向けて、音楽を楽しむことを目的にコンサート・ワークショップを実施する予定となっています。具体的な事業計画もあったことから、受講された方々が具体的にイメージできたこと、また、これまでに経験されたことなども活発に意見が出て、会館内のスタッフ内の情報共有の場にもなったと思います。

↓ 詳細はこれまでの報告書をご覧ください ↓

<https://www.zenkoubun.jp/support/advice.html#report>